

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進し、だれもがいきいきと暮らせるような人間尊重の高齢者や障害者にやさしいまちづくり(以下「やさしいまちづくり」という。)を目指して、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、行政、事業者、県民が一体となって物理的な障壁、意識上の障壁その他さまざまな障壁を除去していく取組を総合的に推進するため、くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、推進する。

- (1) 本県におけるやさしいまちづくりのあり方に関すること。
- (2) やさしいまちづくりの施策に関すること。
- (3) やさしいまちづくりの普及・啓発に関すること。
- (4) やさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、おおむね委員20名程度をもって構成する。

- 2 前項の委員の就任は、知事が依頼する。
- 3 協議会に会長、副会長を置き、委員の互選とする。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第4条 協議会に、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の就任は、知事が依頼する。
- 5 専門委員会は、調査検討した結果を協議会に報告する。

(意見の聴取等)

第5条 知事は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。